

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	土石等の採取の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第25条
法令の規定	<p>【河川法第25条】</p> <p>河川区域内の土地において土石（砂を含む。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。</p>
審査基準	<p>① 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。</p> <p>② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについて審査基準の関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>③ 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）によること。</p> <p>④ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。</p>
標準処理期間	20日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	